

# 泉州楽雀 会則

2007年1月7日

## (会の名称)

- 1、当会の名称は、泉州楽雀（せんしゅうらくじゃん）とする。
- 2、広報時には、泉州・堺すずめ踊り祭連「泉州楽雀」とする。

## (目的)

- 3、当会は「すずめ踊り」の祭連（まづら・踊りのグループ）で、すずめ踊りを楽しみ、そして多くの人々にすずめ踊りの楽しさを知ってもらうことを目的とする。

## (設立日)

- 4、当会の設立日は2007年1月7日（大安）とする。

## (活動場所)

- 5、泉州地域を主な活動場所とし、主な練習場はアプラホール（高石市）とする。
- 6、事務局の住所および、連絡先は別途定める。

## (入会資格)

- 7、入会資格は、礼儀正しいこと、仲間を大切にすること、とする。

## (会期)

- 8、当会の会期は、毎年1月1日から12月31日までとする。

## (会員)

- 9、当会は正会員と家族会員（議決権なし）で構成する。
- 10、他の祭連との重複登録は可能とするが、該当する場合は、必ず所属する各祭連の代表者にその旨を連絡し、トラブルが発生しないように個人で対処する。

## (役員)

- 11、当会は代表者1名、事務局1名、会計1名を置く。代表者は1年に1回行う総会で多数決で選出し、他の役員は代表者が任命する。

## (会費)

- 12、当会の会費は、年会費¥3,000円とし、中学生以下は無料とする。また、家族会員は無料とする。
- 13、練習会などの参加費（会場費などに充てる）は、その都度決定する。
- 14、会費は、会の運営、ホームページ・ドメインの維持管理、会所有楽器の購入に充てるものとする。

## (退会)

- 15、退会する場合は、所定の退会届けを提出する。また、会期末までに会費の納入が無い場合は、自動的に退会したものと見なす。